

助成金申請書類作成の手引き

令和6年度
次世代タクシーの導入促進事業

(事前申請版)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

大変お手数おかけしますが、審査業務円滑化のため、お問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階西

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時～13時までを除く）

※「お問い合わせフォーム」については24時間受付

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目 次》

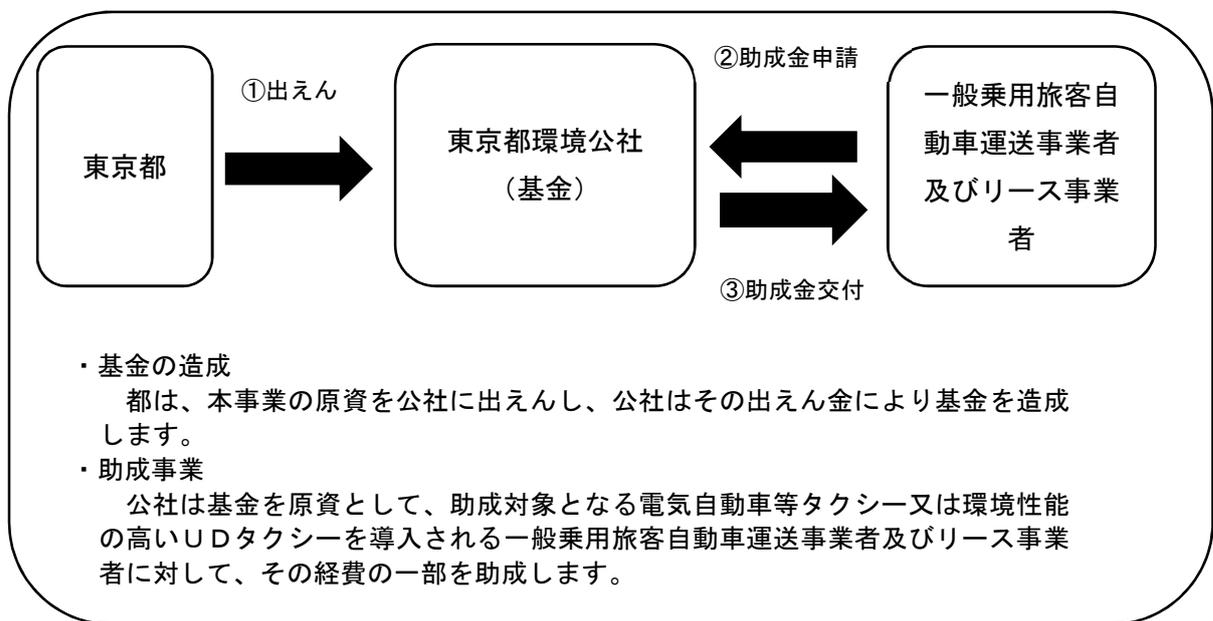
I	事業の概要	4
1	目的	4
2	事業スキーム	4
3	補助のイメージ	4
II	助成金を受け取るまでのスケジュール（事前申込）オンライン申請のみ可	5
III	対象者における手続について	6
1	オンライン申請	6
IV	オンライン申請 EV・PHEV タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業者申込について （車両販売事業者代行可）	7
1	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	7
2	対象の確認	8
3	申請の流れ（車両購入前）	9
4	お手元にご用意するもの	10
5	申請手続きについて	10
6	助成金額について	11
7	オンライン申請手続について	12
V	オンライン申請 EV・PHEV タクシー リース事業者申込について	24
1	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	24
2	対象の確認	25
3	申請の流れ（車両購入前）	26
4	お手元にご用意するもの	27
5	申請手続きについて	27
6	助成金額について	28
7	オンライン申請手続について	29
VI	オンライン申請 UD タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業者申込について（車両販 売事業者代行可）	40
1	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	40
2	対象の確認	41
3	申請の流れ（車両購入前）	45
4	お手元にご用意するもの	46
5	申請手続きについて	46
6	助成金額について	47
7	オンライン申請手続について	48
VII	オンライン申請 UD タクシー リース事業者申込について	58
1	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	58
2	対象の確認	59
3	申請の流れ（車両購入前）	63
4	お手元にご用意するもの	64
5	申請手続きについて	64
6	助成金額について	65
7	オンライン申請手続について	66

I 事業の概要

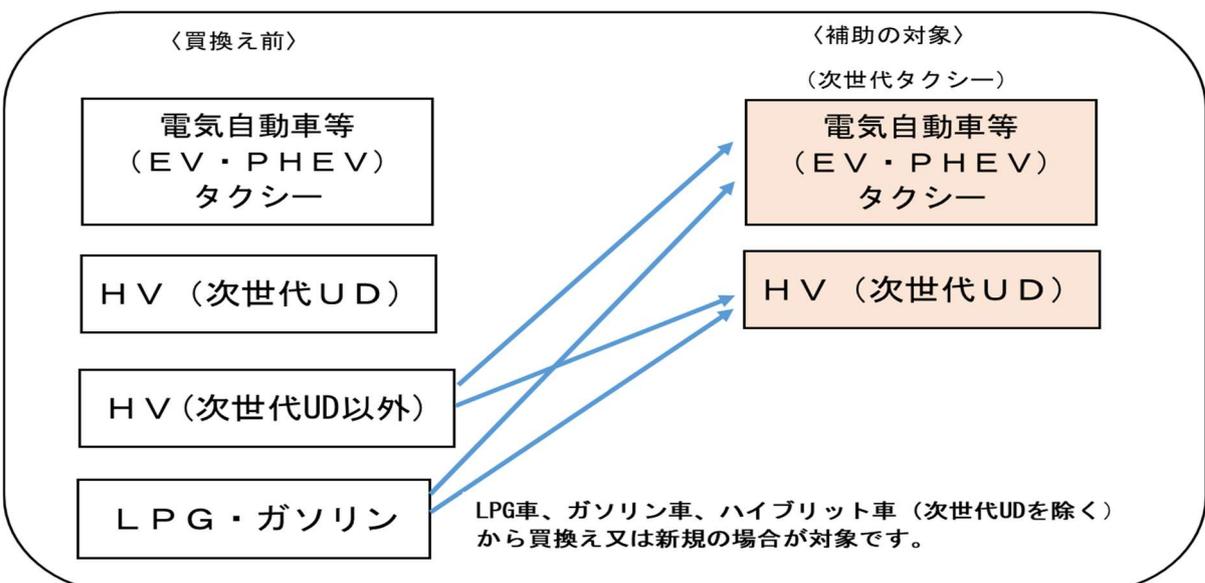
1 目的

次世代タクシーの導入促進事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、二酸化炭素の削減に寄与する電気自動車等のタクシー車両に加え、環境性能が高く誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（以下「次世代UD」という。）のタクシー車両の導入促進を図ることを目的に実施するものです。

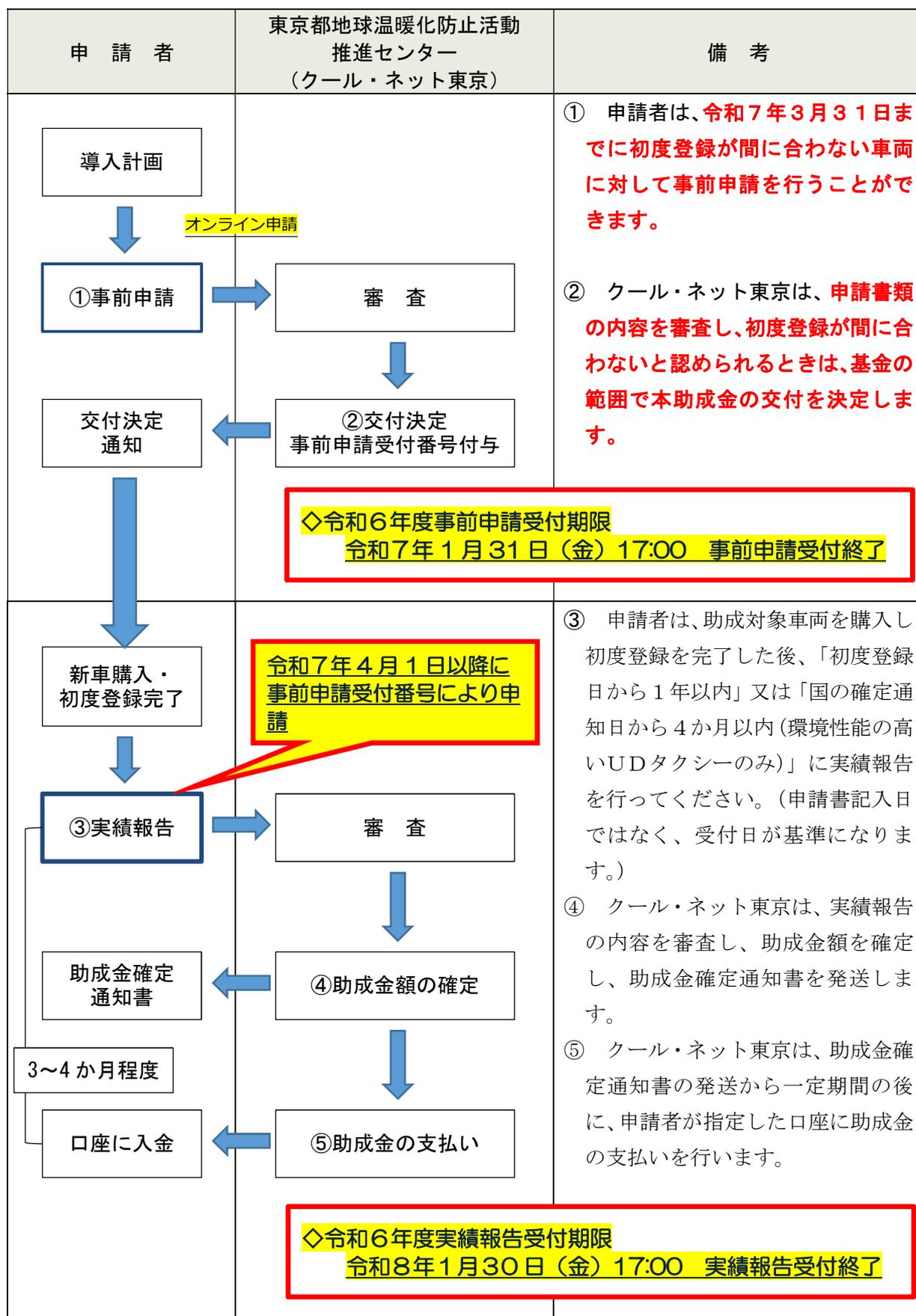
2 事業スキーム



3 補助のイメージ



II 助成金を受け取るまでのスケジュール（事前申込）オンライン申請のみ可



Ⅲ 対象者における手続について

1 オンライン申請

手続が簡単で郵送料もかからず、受領したことなどがメールで把握できます。

本手引にて詳細の説明を作成しました。オンラインのみの受付です。

(1) 対象車両「EV・PHEV タクシー」

① 一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者）※申請は、販売事業者が代行できます。

手続の詳細は「P7～P23」です。印刷設定をページ数で指定して印刷してください。

② リース事業者：上記の者と助成対象自動車のリース契約を締結している。

手続の詳細は「P24～P39」です。印刷設定をページ数で指定して印刷してください。

(2) 対象車両「UD タクシー」

① 一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者）※申請は、販売事業者が代行できます。

手続の詳細は「P40～P57」です。印刷設定をページ数で指定して印刷してください。

② リース事業者：上記の者と助成対象自動車のリース契約を締結している。

手続の詳細は「P58～P75」です。印刷設定をページ数で指定して印刷してください。

IV オンライン申請 EV・PHEV タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業

者申込について（車両販売事業者代行可）

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

(2) 助成金で取得した助成対象自動車を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。

(3) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

(4) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

(5) 助成金を受け取るまでに車両を処分された場合については、次のとおり処理します。

申請前：申請できません。 交付決定前：申請を取り下げてください。

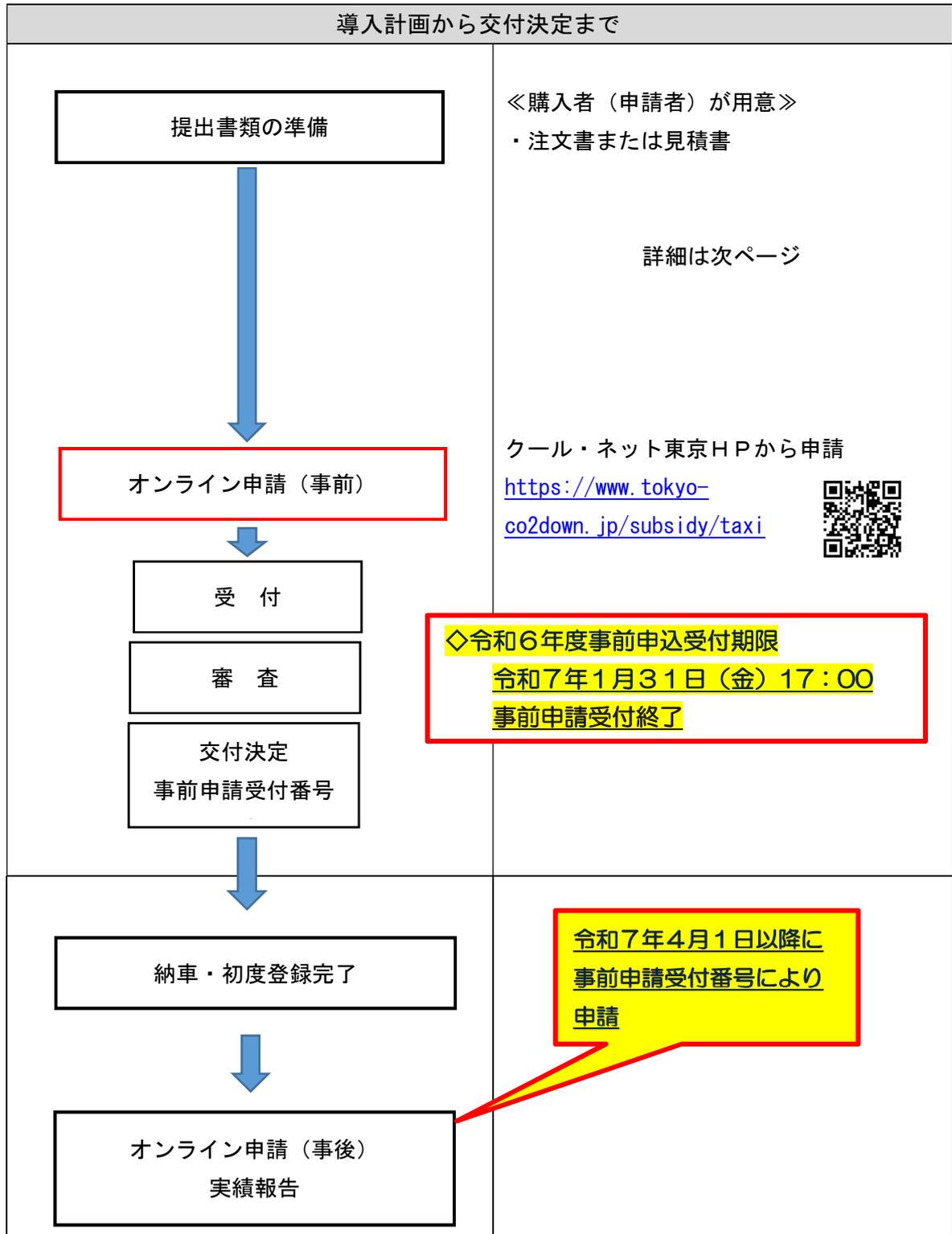
交付決定後に処分が発覚した場合、虚偽申請にあたる可能性がありますのでご注意ください。

2 対象の確認

申請する前に以下に該当するかご確認ください。オンライン申請の際は以下全て該当するものとみなします。よくご確認ください。

✓	書 類
	(1) 国及び地方公共団体ではない
	(2) 国または地方公共団体が出資する法人・団体ではない
	(3) 税金の滞納がない
	(4) 刑事上の処分を受けていない
	(5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない
	(6) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である
	(7) 都内に事務所若しくは事業所を有する
	(8) LPG 車やガソリン車（次世代 UD タクシーを除く。）からの買換えである ※ハイブリッド車（次世代 UD 以外）からの買換えは対象です。
	(9) 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない ※環境性能の高い UD タクシーの補助金と併用可能
	(10) 車両がタクシー仕様で、EV 又は PHEV である
	(11) 新車である（中古車、新古車は対象外）
	(12) 初度登録予定日が令和 7 年 4 月 1 日以降である
上記「✓」は該当するかご確認ください。また、 <u>過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(6)に違反します。</u>	

3 申請の流れ（車両購入前）



4 お手元にご用意するもの

以下の書類をお手元にご用意ください。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 見積書または注文書のコピー（車名・グレード、型式、車両本体価格及び納車時期がわかること）	5MB
	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公 社が必要と認める書類として提出を求めます。	

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

(1) 見積書または注文書のコピー

確認事項：申請者との契約の有無、EV・PHEV かどうか、助成対象経費（本体価格）

- ① 注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること。
- ② 自動車の車名・グレード、型式が確認できること。
- ③ 車両本体価格および納車時期が確認できること。

(1)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

5 申請手続きについて

(1) 受付期限

オンライン申請受付期限 令和 7 年 1 月 31 日（金曜日） 17:00 まで

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

※予算に限りがございますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

(2) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② **1回の申請で9台の車両**を申請してください。オンライン申請の場合、Grafferアカウントでログインすることで記入項目は自動入力され、入力の手間を省けます。

(3) 申請方法

申請はオンライン申請を行ってください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>



(4) 申請にあたっての留意事項

- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(5) 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行者を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

6 助成金額について

助成対象経費は「車両本体価格（値引きを含む本体の購入に要する費用）」です。但し、環境性能の高いUDタクシーと併用申請する場合は、UDタクシー助成金額を減額する。また、利益等排除とし、助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分または助成対象者に関係する者からの調達分がある場合、利益等相当分を排除した額を助成対象経費とします。

助成金額はオンライン申請で自動計算されます。

(1) EV タクシー

① 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数200台未満の事業者）

助成金額 = 助成対象経費 × 1/2 （上限160万円、千円未満切捨て）

② 中小規模事業者以外

助成金額 = 助成対象経費 × 1/4 (上限100万円、千円未満切捨て)

③ 全事業者 (国補助※併用の場合)

助成金額 = 助成対象経費 × 1/4 (上限60万円、千円未満切捨て)

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 (平成23年3月30日付国自旅第240号他) に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金
・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱 (平成28年2月29日付観産第690号) に基づくUDタクシー車両に係る補助金
・観光振興事業費補助金交付要綱 (公共交通利用環境の革新等事業 (自動車)) (平成31年4月2日付告示旅台314号他) に基づく補助金
・脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 交付要綱 (令和5年5月16日) に基づく補助金

(2) PHEV タクシー

① 中小規模事業者 (中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項各号に規定する中小企業者 (会社又は個人) であって使用台数200台未満の事業者)

助成金額 = 助成対象経費 × 2/5 (上限160万円、千円未満切捨て)

② 中小規模事業者以外

助成金額 = 助成対象経費 × 1/5 (上限100万円、千円未満切捨て)

③ 全事業者 (国補助※併用の場合)

助成金額 = 助成対象経費 × 1/5 (上限60万円、千円未満切捨て)

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は、国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 (平成23年3月30日付国自旅第240号他) に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金
・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱 (平成28年2月29日付観産第690号) に基づくUDタクシー車両に係る補助金
・観光振興事業費補助金交付要綱 (公共交通利用環境の革新等事業 (自動車)) (平成31年4月2日付告示旅台314号他) に基づく補助金
・脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 交付要綱 (令和5年5月16日) に基づく補助金

7 オンライン申請手続について

(1) クール・ネット東京ホームページより助成金事業のページへ

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>



ホームページ記載の
左ボタンをクリック

オンライン申請ガイド



(2) オンライン申請ガイド

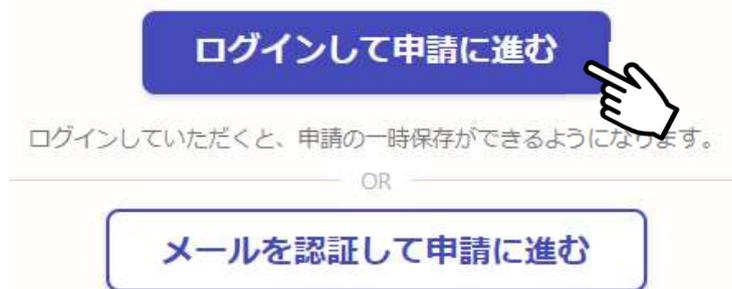
記載された質問に回答し、申請可能かどうか調べてください。本誌では省略します。

(3) オンライン申請（2023年7月現在）

① 申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

② ログインについて



Graffer アカウントを作成すると 申請の一時保存ができます。

①Google アカウントやLINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

②既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③新規登録する場合は左テキストをクリック
(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

③ 申請フォームに従い、入力してください。

次世代タクシーの導入促進事業（EV・PHV）助成金交付申請（事前申請）0703版

入力状況

0%

◆誓約事項について ※必ずお読みください。

「次世代タクシーの導入促進事業」誓約事項

暴力団排除に関する誓約事項

次世代タクシーの導入促進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第18条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第19条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

あわせて、貴公社理事員又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

下記に該当する暴力団関係者ではありません。

※この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は開与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

その他の誓約事項

- ・申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会適宜上適切であると認められる者です。
- ・申請する車両は、UDタクシーやEV・PHVタクシーの買い替えではありません。
- ・本助成金申請書の記載内容は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。
- ・申請する車両が利益等排除の対象になる場合は、以下チェック欄へのチェックをもって申告します。
- ・申請者（リースの場合は貸与先）は助成対象自動車を販売する事業者でないため、利益等排除に該当しません。
- ・申請する車両は申請者（リースの場合は貸与先を含む）が製造したものでないため、利益等排除に該当しません。

申請画面に進んだ方は、以上の誓約事項に同意したものとみなします。

利用規約に同意する

[約を読む](#)

申請に進む

上記「誓約事項」及び「利用規約」をよく読み、同意の上、「申請に進む」をクリック

申請者の情報

申請者の種別

個人

法人

法人を検索して自動入力する

「法人」の方は「法人」を選択してください。
「個人事業主」の方は「個人」を選択してください。

法人名

法人名 (カナ)

郵便番号

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

主たる住所

電話番号

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス

助成金を受け取る「申請者」の情報を入力してください。

メールアドレスはログイン時に登録したアドレスが表示されます。
不備等の連絡はこちらのメールアドレスにご連絡いたします。

一時保存して、次へ進む

< 制度概要ページに戻る

「個人事業主」の方はこちらへの入力はありません。

法人代表者情報・申請担当者

法人代表者役職

法人代表者名

助成金を受け取る「申請者」の情報を入力してください。

申請担当者の情報

助成金事務の担当が申請をする

手続き代行者が申請をする

メールアドレス登録した方の情報で選択してください。

郵便番号（申請担当者）

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所（申請担当者）

部署・役職（申請担当者）

助成金を受け取る「申請担当者」の支店等の情報を入力してください。

上記選択で「助成金事務の担当が申請をする」を選択した場合、不備等の連絡はこちらの情報から連絡させていただきます。

氏名（申請担当者）

氏名カナ（申請担当者）

電話番号（申請担当者）

ハイフンは不要です

一時保存して、次へ進む

< 戻る

前頁で「助成金事務の担当が申請をする」を選択した場合、こちらの入力はありません。

入力状況

30%

手続代行者の情報

郵便番号（手続代行者） 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください。

住所（手続代行者） 必須

部署・役職（手続代行者） 必須

氏名（手続代行者） 必須

氏名カナ（手続代行者） 必須

電話番号（手続代行者） 必須

ハイフンは不要です

「手続代行者」の情報を入力してください。
不備等の連絡はこちらの情報から連絡させていただきます。

次へ進む

< 戻る

リース契約の情報

リース貸与先情報

申請者はリース事業者ではない

リース事業者ではないを選択してください。

リース貸与先は個人事業主である

リース貸与先は法人である

資本関係に関する情報

申請車両製造会社との資本関係（%）

リースの場合は、貸与先と申請車両製造会社との資本関係

0

申請車両における「申請車両製造会社との資本関係」を入力してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

助成対象車両に関する情報（予定）

助成対象車両の情報を入力 **必須**

1冊につき1台限り入力してください。1車に複数台の補助金は出ません。

助成対象車両の情報を入力 #1

初年度登録日 **必須**
入力例: 令和5年4月1日
[] 年 [] 月 [] 日 [日付選択]

メーカー名 **必須**
[]

車名 **必須**
[]

グレード **必須**
[]

車両番号 **必須**
[]

代表型式 **必須**
[]

車両の本拠の位置 **必須**
所在地は市区町村単位（国・都道府県）で入力してください。
例: 東京都中央区、東京都中央区、東京都中央区
[]

助成対象経費（合計） **必須**
この申請書に提出する補助金申請の総額（消費税別）を入力してください。
例: 100万円、100万円、100万円、100万円、100万円、100万円、100万円、100万円、100万円、100万円
[]

送信する

「申請車両」の情報を入力してください。

「助成対象経費」を入力してください。

あと4件まで選択できます。

申請車両 **必須**

EVタクシー

軽EVタクシー

国の補助金の併用有無 **必須**

国の補助金を併用している

国の補助金は併用しない

「申請車両」及び「国の補助金併用の有無」を選択してください。
国の補助金併用なしの場合、増額申請条件の中小規模事業者かどうかの選択肢が出ます。
上記選択で自動計算されます。

助成金額（円） **必須** []

所収で計算されます

次へ進む
< 戻る

中小規模事業者における増額申請書

事業者の情報

下記以外

中小企業者であり使用台数200台未満の事業者である

増額要件に該当し、増額申請する場合はこちらを選択してください。

個人事業主の場合も増額申請する場合はこちらを選択してください。

中小企業基本法上の類型

タクシー事業は「製造業その他」を選択

資本金（万円）

登記簿記載の資本金の額又は出資の総額（例：2億5千万円＝「25000」万円）

従業員数（人）

助成金を受け取る「申請者」の情報を入力してください。

タクシーの使用台数（台）

申請法人の使用台数を記載

国の他の同種の補助事業の交付の有無

※国の他の同種の補助事業の交付がある場合は申請不可です

なし

一時保存して、次へ進む

< 戻る

貸与料金の算定根拠明細書（リース事業者のみ記入）

車両・リース期間・補助金相当額の入力 任意

1台ずつ情報を記載してください

追加する

一時保存して、次へ進



リースではないので次へ進んでください。

< 戻る

入力状況

提出書類の添付をお願いします。
提出書類に関する詳細は「4 お手元に用意するもの」を参照してください。

添付資料

見積書または注文書の写し 必須

車名・グレード、型式、車両本体価格及び納車時期の記載があるもの。令和6年4月1日以降に初度登録予定の車両分のみ添付してください。

 ファイルを選択…

その他会社が必要と認める書類 任意

 ファイルを選択…

その他添付できなかった書類① 任意

 ファイルを選択…

その他添付できなかった書類② 任意

 ファイルを選択…

次へ進む

< 戻る

IV 終了

V オンライン申請 EV・PHEV タクシー リース事業者申込について

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

(2) 助成金で取得した助成対象自動車を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。

(3) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

(4) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

(5) 助成金を受け取るまでに車両を処分された場合については、次のとおり処理します。

申請前：申請できません。 交付決定前：申請を取り下げてください。

交付決定後に処分が発覚した場合、虚偽申請にあたる可能性がありますのでご注意ください。

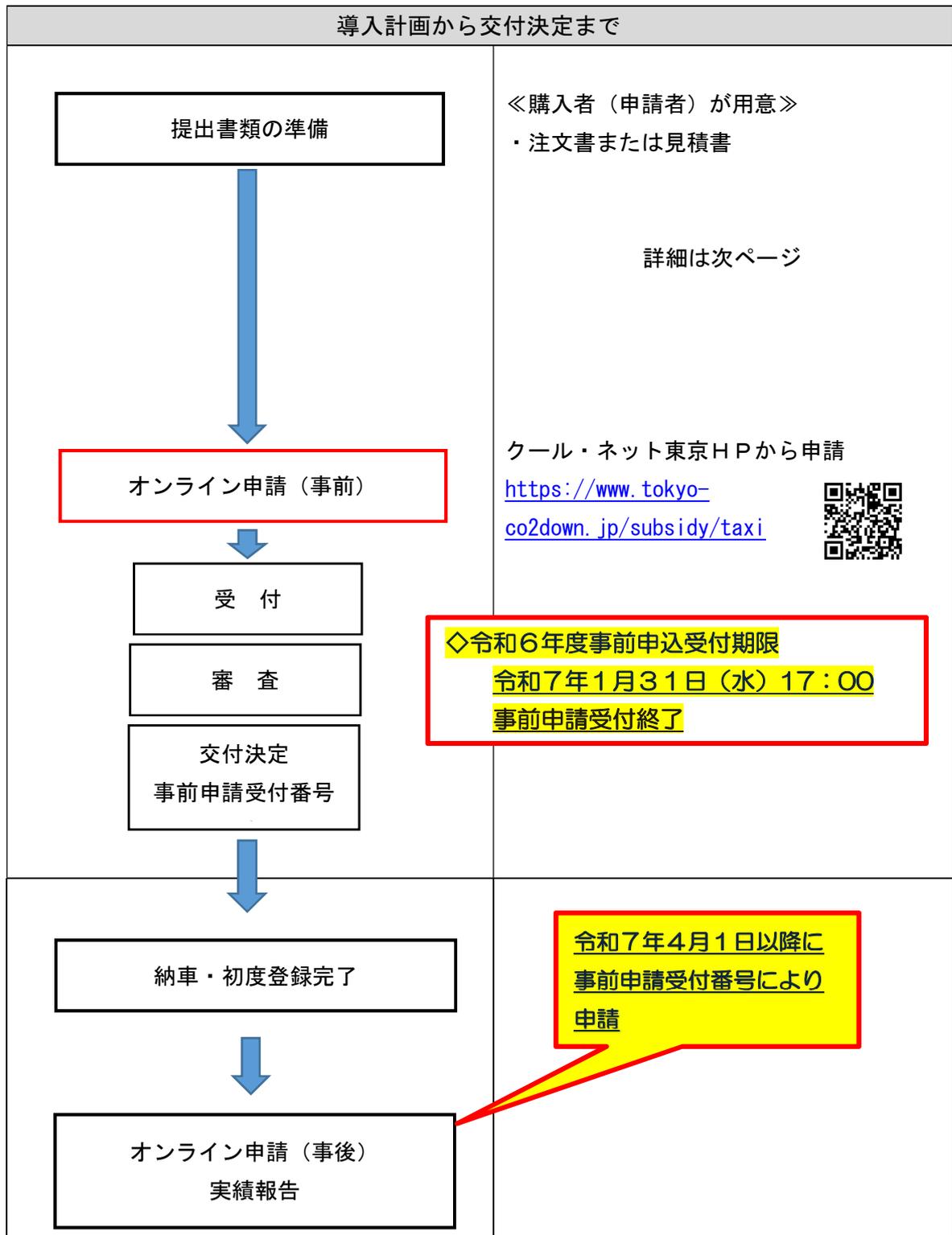
2 対象の確認

申請する前に申請者（リース事業者）及び貸与先等が以下に該当するかどうか確認
ください。オンライン申請の際は以下全て該当するものとみなします。よくご確
認ください。

✓	書 類
	(1) 国及び地方公共団体ではない
	(2) 国または地方公共団体が出資する法人・団体ではない
	(3) 税金の滞納がない
	(4) 刑事上の処分を受けていない
	(5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない
	(6) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である
	(7) 都内に事務所若しくは事業所を有する
	(8) LPG 車やガソリン車（次世代 UD タクシーを除く。）からの買換えである ※ハイブリッド車（次世代 UD 以外）からの買換えは対象です。
	(9) 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない ※環境性能の高い UD タクシーの補助金と併用可能
	(10) 車両がタクシー仕様で、EV 又は PHEV である
	(11) 新車である（中古車、新古車は対象外）
	(12) 初度登録予定日が令和 7 年 4 月 1 日以降である

上記「✓」は該当するかどうか確認するものです。また、過去に虚偽申請（提出書類の偽装
など）があった者は(6)に違反します。

3 申請の流れ（車両購入前）



4 お手元にご用意するもの

以下の書類をお手元にご用意ください。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 見積書または注文書のコピー（車名・グレード、型式、車両本体価格及び納車時期がわかること）	5MB
	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。	

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

(1) 見積書または注文書のコピー

確認事項：申請者との契約の有無、EV・PHEVかどうか、助成対象経費（本体価格）

- ① 注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること。
- ② 自動車の車名・グレード、型式が確認できること。
- ③ 車両本体価格および納車時期が確認できること。

(1)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

5 申請手続きについて

(1) 受付期限

オンライン申請受付期限 令和7年1月31日（金曜日）17:00まで

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

※予算に限りがございますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

(2) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② **1回の申請で9台の車両**を申請してください。オンライン申請の場合、Grafferアカウントでログインすることで記入項目は自動入力され、入力の手間を省けます。

(3) 申請方法

申請はオンライン申請を行ってください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>



(4) 申請にあたっての留意事項

- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(5) 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行者を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

6 助成金額について

助成対象経費は「車両本体価格（値引きを含む本体の購入に要する費用）」です。但し、環境性能の高いUDタクシーと併用申請する場合は、UDタクシー助成金額を減額する。また、利益等排除とし、助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分または助成対象者に関係する者からの調達分がある場合、利益等相当分を排除した額を助成対象経費とします。

助成金額はオンライン申請で自動計算されます。

(1) EV タクシー

① 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数200台未満の事業者）

助成金額 = 助成対象経費 × 1/2 （上限160万円、千円未満切捨て）

② 中小規模事業者以外

助成金額 = 助成対象経費 × 1/4 (上限100万円、千円未満切捨て)

③ 全事業者 (国補助※併用の場合)

助成金額 = 助成対象経費 × 1/4 (上限60万円、千円未満切捨て)

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 (平成23年3月30日付国自旅第240号他) に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金
・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱 (平成28年2月29日付観産第690号) に基づくUDタクシー車両に係る補助金
・観光振興事業費補助金交付要綱 (公共交通利用環境の革新等事業 (自動車)) (平成31年4月2日付告示旅台314号他) に基づく補助金
・脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 交付要綱 (令和5年5月16日) に基づく補助金

(2) PHEV タクシー

① 中小規模事業者 (中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項各号に規定する中小企業者 (会社又は個人) であって使用台数200台未満の事業者)

助成金額 = 助成対象経費 × 2/5 (上限160万円、千円未満切捨て)

② 中小規模事業者以外

助成金額 = 助成対象経費 × 1/5 (上限100万円、千円未満切捨て)

③ 全事業者 (国補助※併用の場合)

助成金額 = 助成対象経費 × 1/5 (上限60万円、千円未満切捨て)

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は、国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 (平成23年3月30日付国自旅第240号他) に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金
・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱 (平成28年2月29日付観産第690号) に基づくUDタクシー車両に係る補助金
・観光振興事業費補助金交付要綱 (公共交通利用環境の革新等事業 (自動車)) (平成31年4月2日付告示旅台314号他) に基づく補助金
・脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車の電動化促進事業 (タクシー・バス)) 交付要綱 (令和5年5月16日) に基づく補助金

7 オンライン申請手続について

(1) クール・ネット東京ホームページより助成金事業のページへ

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>



ホームページ記載の
左ボタンをクリック

オンライン申請ガイド



(2) オンライン申請ガイド

記載された質問に回答し、申請可能かどうか調べてください。本誌では省略します。

(3) オンライン申請（2022年5月現在）

① 申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

② ログインについて

ログインして申請に進む



ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

OR

メールを認証して申請に進む

Graffer アカウントを作成すると 申請の一時保存ができます。

① Google アカウントや LINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

② 既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③ 新規登録する場合は左テキストをクリック

(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

③ 申請フォームに従い、入力してください。

次世代タクシーの導入促進事業（EV・PHV）助成金交付申請（事前申請）0703版

入力状況

0%

◆誓約事項について ※必ずお読みください。

「次世代タクシーの導入促進事業」誓約事項

暴力団排除に関する誓約事項

次世代タクシーの導入促進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第18条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第19条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

あわせて、貴公社理事員又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

下記に該当する暴力団関係者ではありません。

※この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は開与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

その他の誓約事項

- ・申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会適宜上適切であると認められる者です。
- ・申請する車両は、UDタクシーやEV・PHVタクシーの買い替えではありません。
- ・本助成金申請書の記載内容は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。
- ・申請する車両が利益等排除の対象になる場合は、以下チェック欄へのチェックをもって申告します。
- ・申請者（リースの場合は貸与先）は助成対象自動車を販売する事業者でないため、利益等排除に該当しません。
- ・申請する車両は申請者（リースの場合は貸与先を含む）が製造したものでないため、利益等排除に該当しません。

申請画面に進んだ方は、以上の誓約事項に同意したものとみなします。

利用規約に同意する

[利用規約](#) 

申請に進む

上記「誓約事項」及び「利用規約」をよく読み、同意の上、「申請に進む」をクリック

申請者の情報

申請者の種別

個人

法人

法人を検索して自動入力する

リース事業者が助成金を受け取るため、「法人」を選択してください。

法人名

法人名 (カナ)

郵便番号

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

主たる住所

電話番号

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス

助成金を受け取る「申請者（リース事業者）」の情報を入力してください。

メールアドレスはログイン時に登録したアドレスが表示されます。
不備等の連絡はこちらのメールアドレスにご連絡いたします。

一時保存して、次へ進む

< 制度概要ページに戻る

「個人事業主」の方はこちらの入力はありません。

法人代表者情報・申請担当者

法人代表者役職

法人代表者名

助成金を受け取る「申請者（リース事業者）」の情報を入力してください。

申請担当者の情報

助成金事務の担当が申請をする

手続き代行者が申請をする

メールアドレス登録した方の情報で選択してください。

郵便番号（申請担当者）

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所（申請担当者）

部署・役職（申請担当者）

氏名（申請担当者）

氏名カナ（申請担当者）

電話番号（申請担当者）

ハイフンは不要です

助成金を受け取る「申請担当者（リース事業者）」の支店等の情報を入力してください。
上記選択で「助成金事務の担当が申請をする」を選択した場合、不備等の連絡はこちらの情報から連絡させていただきます。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

前頁で「助成金事務の担当が申請をする」を選択した場合、こちらの入力はありません。

入力の状況

30%

手続代行者の情報

郵便番号（手続代行者） 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください。

住所（手続代行者） 必須

部署・役職（手続代行者） 必須

氏名（手続代行者） 必須

氏名カナ（手続代行者） 必須

電話番号（手続代行者） 必須

ハイフンは不要です

「手続代行者」の情報を入力してください。
不備等の連絡はこちらの情報から連絡させていただきます。

次へ進む

< 戻る

リース契約の情報

リース貸与先情報

- 申請者はリース事業者ではない
- リース貸与先は個人事業主である
- リース貸与先は法人である

住所（貸与先）

法人名（貸与先）

法人名カナ（貸与先）

代表者氏名（貸与先）

貸与先を選択の上、貸与先の情報を入力してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

資本関係に関する情報

申請車両製造会社との資本関係（%）

リースの場合は、貸与先と申請車両製造会社との資本関係

0

申請車両における「貸与先と申請車両製造会社との資本関係」を入力してください。

助成対象車両に関する情報（予定）

助成対象車両の情報を入力 **必須**

1台につき1台限り入力してください。1車に複数台の補助金は出ません。

助成対象車両の情報を入力 #1

初年度登録日 **必須**
入力例: 平成30年4月1日
[] 年 [] 月 [] 日 

メーカー名 **必須**
[]

車名 **必須**
[]

グレード **必須**
[]

車台番号 **必須**
[]

代表型式 **必須**
[]

車両の本拠の位置 **必須**
所在地は市区町村単位で「国」または「都道府県」を選択してください。
例: 東京都、東京都中央区「〇〇」の区単位は「東京都中央区」を選択
[]

助成対象経費（合計） **必須**
この申請書に提出する補助金申請書のEV・PHEVの条件を満たしている車両に
しるしの登録、登録料、登録料は補助金申請書に提出し、ディーラー・ショップ、車庫
代は含まれません。
[]

送信する

「申請車両」の情報を入力してください。

「助成対象経費」を入力してください。

あと4件まで追加できます。

申請車両 **必須**

EVタクシー

PHEVタクシー

国の補助金の併用有無 **必須**

国の補助金を併用している

国の補助金は併用していません



「申請車両」及び「国の補助金併用の有無」を選択してください。
国の補助金併用なしの場合、増額申請条件の中小規模事業者かどうかの選択肢が出ます。
上記選択で自動計算されます。

助成金額（円） **必須** **自動計算**

所収で計算されます

0

次へ進む

< 戻る

中小規模事業者における増額申請書

事業者の情報

下記以外

中小企業者であり使用台数200台未満の事業者である

「貸与先」が増額要件に該当し、増額申請する場合はこちらを選択してください。
個人事業主の場合も増額申請する場合はこちらを選択してください。

中小企業基本法上の類型

タクシー事業は「製造業その他」を選択

資本金（万円）

登記簿記載の資本金の額又は出資の総額（例：2億5千万円＝「25000」万円）

「貸与先」の情報を入力してください。

従業員数（人）

タクシーの使用台数（台）

申請法人の使用台数を記載

国の他の同種の補助事業の交付の有無

※国の他の同種の補助事業の交付がある場合は申請不可です

なし

一時保存して、次へ進む

< 戻る

貸与料金の算定根拠明細書（リース事業者のみ記入）

車両・リース期間・補助金相当額の入力 任意

1台ずつ情報を記載してください

車両・リース期間・補助金相当額の入力 # 1	
型式	6AA-NTP10
車台番号	NTP10-*****
リース期間（ヶ月） 月数を記載してください	0
本助成金相当額（円）	0
本助成金以外の補助金相当額（円）	0
リース金額総額（助成金なしの場合）（円）	0
リース金額総額（助成金ありの場合）（円）	0
差額（円） 差額 = 助成金なし - 助成金あり	0

リース金額が減額されているか確認するために指定項目を入力してください。

入力状況

提出書類の添付をお願いします。
提出書類に関する詳細は「4 お手元に用意するもの」を参照してください。

添付資料

見積書または注文書の写し 必須

車名・グレード、型式、車両本体価格及び納車時期の記載があるもの。令和6年4月1日以降に初度登録予定の車両分のみ添付してください。

 ファイルを選択…

その他会社が必要と認める書類 任意

 ファイルを選択…

その他添付できなかった書類① 任意

 ファイルを選択…

その他添付できなかった書類② 任意

 ファイルを選択…

次へ進む

< 戻る

V 終了

VI オンライン申請 UD タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業者申込 について（車両販売事業者代行可）

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

(2) 助成金で取得した助成対象自動車を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。

(3) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

(4) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

(5) 助成金を受け取るまでに車両を処分された場合については、次のとおり処理します。

申請前：申請できません。 交付決定前：申請を取り下げてください。

交付決定後に処分が発覚した場合、虚偽申請にあたる可能性がありますのでご注意ください。

2 対象の確認

申請する前に以下に該当するかご確認ください。オンライン申請の際は以下全て該当するものとみなします。よくご確認ください。

✓	書 類
	(1) 国及び地方公共団体ではない
	(2) 国または地方公共団体が出資する法人・団体ではない
	(3) 税金の滞納がない
	(4) 刑事上の処分を受けていない
	(5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない
	(6) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である
	(7) 都内に事務所若しくは事業所を有する
	(8) LPG 車やガソリン車（次世代 UD タクシーを除く。）からの買換えである ※ハイブリッド車（次世代 UD 以外）からの買換えは対象です。
	(9) 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない
	(10) 車両が EV 又は PHEV 又は HV（次世代 UD）である
	(11) UD（ユニバーサルデザイン）タクシーとして以下のいずれかの条件を満たす ① 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両 ② スロープまたはリフトを初度登録時に装備しており、車いすに乗ったままで安全に乗降できる車両。標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領別表の「車いす固定方法」、「スロープ」及び「車いすスペース」の項目が、標準仕様認定項目レベル1またはレベル2を満たしていること。（<標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領別表「固定方法」、「スロープ」及び「車いすスペース」抜粋>参照） 福祉タクシーのみ申請可 <u>ニッサン セレナ HV スロープ車に、UD 認定基準に必要なオプションを全て装着の場合は、国土交通省が定めた標準仕様ユニバーサルデザインタクシーと同等の扱いとします。（流し営業可）</u> <u>※必要なオプション：スロープ耐荷重アップブロック、ウインチフックホルダー、専用ルーフトリム、ロングステップステップ&イルミネーション、手すりパック</u> <u>※上記以外の車両についてはご連絡ください。</u>
	(12) 新車である（中古車、新古車は対象外）
	(13) 初度登録予定日が令和7年4月1日以降である
上記「✓」は該当するかご確認ください。また、 <u>過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(6)に違反します。</u>	

<標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領別表「固定方法」、「スロープ」及び「車いすスペース」抜粋>

部位等	標準仕様認定項目（レベル1）	標準仕様認定項目（レベル2）
車いす 固定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすを固定することができる設備が備えられていること。固定装置は、固縛、開放に要する時間が短く、かつ確実に固定できるものであること。 ・車いす使用者の安全を確保するために、前向き固定とし、3点式シートベルトを設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすを固定することができる設備が備えられていること。固定装置は、固縛、開放に要する時間が短く、かつ確実に固定できるものであること。 ・車いす使用者の安全を確保するために、前向き固定とし、3点式シートベルトを設置する。
スロープ	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者の乗降を円滑にするために車いすの乗降口に設置するスロープの勾配は、14度（約1/4）以下とする。 ・スロープの車いすの車輪が通過する面の幅は700mm以上とする。 ・車いすのスロープからの脱輪防止のためエッジのある構造とする。エッジの高さは車いすのハンドリムと干渉しないよう留意する。 ・スロープの表面は滑りやすい素材又は仕上げとする。 ・スロープの耐荷重は、電動車いす本体（80～100kg程度）、車いす使用者本人、介助者の重量等を勘案し300kg以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・スロープは乗降口から脱落しない構造とする。 ・スロープと床面に段差ができないような構造とする。ただし、段差が車いすの車輪と干渉しない場合、スロープと乗降口の継ぎ目に僅少な段差を生じる場合その他の車いすの乗降に支障のない段差が生じる場合にあつては、当該段差は許容される。 ・スロープは使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備えられたものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者の乗降を円滑にするために車いすの乗降口に設置するスロープの勾配は、10度（約1/6）以下とする。ただし、車いすが側方から乗車する仕様の場合にあつては、歩道の幅を勘案し、スロープの勾配を14度（約1/4）まで許容する。 ・スロープの車いすの車輪が通過する面の幅は700mm以上とする。 ・車いすのスロープからの脱輪防止のためエッジのある構造とする。エッジの高さは車いすのハンドリムと干渉しないよう留意する。 ・スロープの表面は滑りやすい素材又は仕上げとする。 ・スロープの耐荷重は、電動車いす本体（80～100kg程度）、車いす使用者本人、介助者の重量等を勘案し300kg以上とする。 ・スロープは乗降口から脱落しない構造とする。 ・スロープと床面に段差ができないような構造とする。ただし、段差が車いすの車輪と干渉しない場合、スロープと乗降口の継ぎ目に僅少な段差を生じる場合その他の車いすの乗降に支障のない段差が生じる場合にあつては、当該段差は許容される。 ・スロープは使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備えられたものであること。
車いすスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる規格に適合する車いすスペースを1以上設置する。 <ul style="list-style-type: none"> 位置：車いすスペースは、車いすの進入しやすい位置に設ける。 広さ：車いすを固定するスペースは、長さ1,300mm以上、幅750mm以上、高さ1,350mm以上とする。寸法の測り方は別添に規定するとおりとする。 車いす使用者の視界の確保を、座席利用者同様に確保する。 ・車いすが側方から乗車する仕様の場合にあつては、車内には車いすが介助により転 	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる規格に適合する車いすスペースを1以上設置する。 <ul style="list-style-type: none"> 位置：車いすスペースは、車いすの進入しやすい位置に設ける。 広さ：車いすを固定するスペースは、長さ1,300mm以上、幅750mm以上、高さ1,400mm以上とする。寸法の測り方は別添に規定するとおりとする。 車いす使用者の視界の確保を、座席利用者同様に確保する。 ・車いすが側方から乗車する仕様の場合にあつては、車内には車いすが介助により転

	<p>回できるスペースを確保する。ただし、回転盤を使用する場合はこの限りではない。</p>	<p>回できるスペースを確保する。ただし、回転盤を使用する場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が乗車中に利用できる手すりなどを設置する。 ・車いす使用者の乗車時に介助者（付添人）が利用できる座席を車いすスペースの横に設置する。
--	---	--

※令和2年4月1日から適用。令和2年3月31日までに、標準仕様ユニバーサルデザインタクシーとして認定を受けた車両については、従前の例による。

<国土交通省の通達（抜粋）>

各社及び団体において、UD タクシーの運転、予約、配車その他の業務に携わる者に対し、UD タクシーの運送（予約及び配車を含む。）に関する研修を受講させるとともに、教育担当者を育成し、定期的な研修の実施に取り組むこと。特に次に掲げる事項に留意すること。

- （１）研修内容には、従業者の意識の啓発に資するよう、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び同法第6条に規定する障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針への理解に関するものを含めること
- （２）UD タクシーの設備の操作を行う運転者に対する研修及び運転者への教育担当者の育成に係る研修は、実車を用いた説明及び実習を含めること
- （３）これらを内容とする研修計画を策定すること

<市販車以外の環境性能の高いUDタクシーの申請>

市販車以外で環境性能の高いUDタクシー（初度登録時にスロープ又はリフトを装備したタクシー車両）の申請をする場合は、追加書類の提出が必要になりますので、架装前及び架装後にクール・ネット東京へ予めご相談ください。追加書類の例としては以下の通りです。

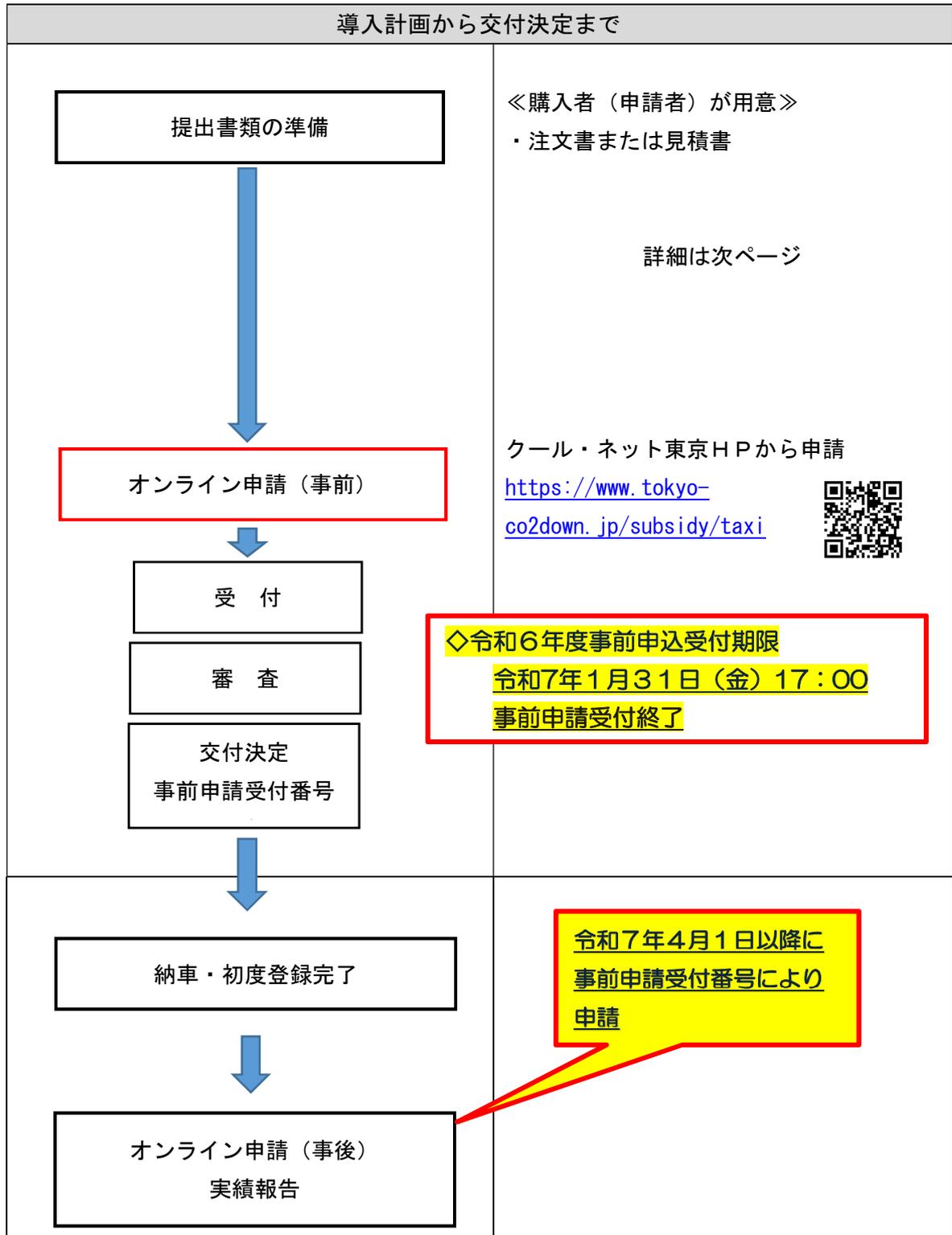
【架装前】

- ・設計図面（スロープの場合、車高、スロープの長さ、スロープ地面設置地点から車両までの距離及び勾配を設計図面上に記載すること。）
 - ・使用する各部品の仕様（寸法、材質及び重量（スロープの場合にあっては加えて耐荷重）、カタログ等の写真及び仕入予定先
 - ・架装費用見積総額及び内訳（税抜）
- ①設計費：設計に要する日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
 - ②設備費：使用する各部品の数及び単価を示すこと
 - ③加工費：部品を加工する場合、加工に要する日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
 - ④工事費：工事に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと

【架装後】

- ・助成対象車両の写真
- ①車両全体
 - ②車両後部（トランクパネルを開ける前及び開けた後の両方）
 - ③車いす固定装置各部品
 - ④（スロープの場合）スロープ設置時外観及び車いす乗車中にスロープが収納されている様子
 - ⑤（リフトの場合）リフトを地面に降ろした時の外観
 - ⑥乗込及び下乗の様子
 - ⑦車いす乗車及び固定時の車いすスペース（車いす固定装置による固定時）
- ・竣工図面（スロープの場合、車高、スロープの長さ、スロープ地面設置地点から車両までの距離及び勾配を竣工図面上に記載すること）
 - ・各部品納品書及び請求書（使用した各部品の数及び単価がわかるもの）
 - ・架装費用総額及び内訳（税抜）
- ①設計費：設計に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
 - ②設備費：使用した各部品の数及び単価を示すこと
 - ③加工費：部品を加工した場合、加工に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
 - ④工事費：工事に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
- ※本相談は書類の確認のみであり、交付決定の可否は現場調査等の結果を鑑み判断するため、同確認は交付決定を確約するものではありません。

3 申請の流れ（車両購入前）



4 お手元にご用意するもの

以下の書類をお手元にご用意ください。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 購入予定車両の見積書または注文書のコピー（車名・グレード、型式、車両本体価格及び納車時期がわかること）	5MB
	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。	

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

(1) 見積書または注文書のコピー

確認事項：申請者との契約の有無、UD タクシーかどうか、助成対象経費（本体価格）

- ① 注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること。
- ② 自動車の車名・グレード、型式が確認できること。
- ③ 車両本体価格および納車時期が確認できること。

(2) 助成対象車両に関する情報（予定）

確認事項：車両情報

HP でエクセルデータをダウンロードの上、必要事項を記載してください。

No.	メーカー名	車名・グレード	型式	初度登録日	使用の本拠の位置	自動車の種別・用途	自家用/事業用の別	市販車/改造車	燃料の種類	登録番号(ナンバー)	車台番号	交付申請額
例	トヨタ	JPNタクシー 上級	6AA-NTP●	2022/5/20	東京都新宿区西新宿●丁目●●	小型・乗用	事業用	市販車	LPG	板橋510あ5614	NTP10-2001517	1,000,000
1												
2												
3												

(1)~(2)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

5 申請手続きについて

(1) 受付期限

オンライン申請受付期限 令和 7 年 1 月 31 日（金曜日）17:00 まで

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

※予算に限りがございますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

(2) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② **1回の申請で複数台の車両**を申請できます。オンライン申請の場合、「助成対象車両に関する情報」をエクセルで作成の上、ご提出ください。

(3) 申請方法

申請はオンライン申請を行ってください。詳細は7を参照

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>



(4) 申請にあたっての留意事項

- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(5) 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

6 助成金額について

助成対象経費は「車両本体価格（値引きを含む本体の購入に要する費用）」です。メーカーオプション、ディーラーオプション、消費税は含みません。また、利益等排除とし、助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分または助成対象者に関係する者からの調達分がある場合、利益等相当分を排除した額を助成対象経費とします。

(1) 環境性能の高いUDタクシー

① 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数200台未満の事業者）

助成金額 = 上限100万円

② 中小規模事業者以外

助成金額 = 上限60万円

③ 全事業者（国補助※併用の場合）

助成金額 = 原則40万円（国補助と併せて100万円上限）

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は、国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国自旅第240号他）に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金
・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付観産第690号）に基づくUDタクシー車両に係る補助金
・観光振興事業費補助金交付要綱（公共交通利用環境の革新等事業（自動車））（平成31年4月2日付告示旅台314号他）に基づく補助金

7 オンライン申請手続について

(1) クール・ネット東京ホームページより助成金事業のページへ

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>



ホームページ記載の
左ボタンをクリック

(2) オンライン申請ガイド

記載された質問に回答し、申請可能かどうか調べてください。

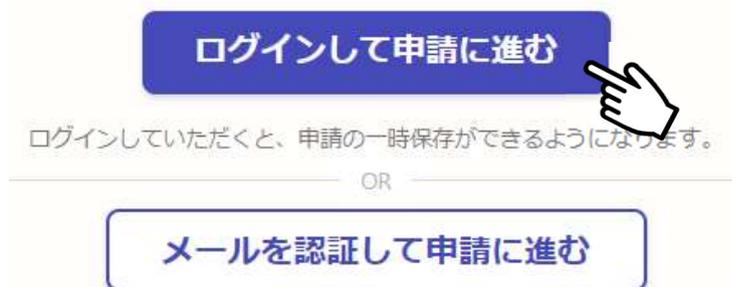
本誌では省略します。

(3) オンライン申請（2023年7月現在です。申請しやすいよう随時更新予定です。）

① 申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

② ログインについて



Graffer アカウントを作成すると 申請の一時保存ができます。

① Google アカウントや LINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

② 既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③ 新規登録する場合は左テキストをクリック
(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

③ 申請フォームに従い、入力してください。

次世代タクシーの導入促進事業（UD・福祉）助成金交付申請（事前申請）0703版

入力状況

0%

◆誓約事項について ※必ずお読みください。

「次世代タクシーの導入促進事業」誓約事項

暴力団排除に関する誓約事項

次世代タクシーの導入促進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第18条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第19条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

あわせて、貴公社理事員又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

下記に該当する暴力団関係者ではありません。

※この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

その他の誓約事項

- ・申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- ・申請する車両は、UDタクシーやEV・PHVタクシーの買い替えではありません。
- ・本助成金申請書の記載内容は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。
- ・申請する車両が利益等排除の対象になる場合は、以下チェック欄へのチェックをもって申告します。
- ・申請者（リースの場合は貸与先）は助成対象自動車を販売する事業者でないため、利益等排除に該当しません。
- ・申請する車両は申請者（リースの場合は貸与先を含む）が製造したものでないため、利益等排除に該当しません。

申請画面に進んだ方は、以上の誓約事項に同意したものとみなします。

利用規約に同意する

[利用規約](#) を読む 

申請に進む 

上記「誓約事項」及び「利用規約」をよく読み、同意の上、「申請に進む」をクリック

申請者の情報

申請者の種別

個人

法人

法人を検索して自動入力する

「法人」の方は「法人」を選択してください。
「個人事業主」の方は「個人」を選択してください。

法人名

法人名（カナ）

郵便番号

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所を自動入力

主たる住所

電話番号

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス

助成金を受け取る「申請者」の情報を入力してください。

メールアドレスはログイン時に登録したアドレスが表示されます。
不備等の連絡はこちらのメールアドレスにご連絡いたします。

一時保存して、次へ進む

制度概要ページに戻る

「個人事業主」の方はこちらの入力はありません。

法人代表者情報・申請担当者

法人代表者役職

法人代表者名

郵便番号（申請担当者）

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所（申請担当者）

部署・役職（申請担当者）

氏名（申請担当者）

氏名カナ（申請担当者）

電話番号（申請担当者）

ハイフンは不要です

申請担当者の情報

助成金事務の担当が申請をする

手続き代行者が申請をする

助成金を受け取る「申請者」の情報を入力してください。

助成金を受け取る「申請担当者」の支店等の情報を入力してください。

下記選択で「助成金事務の担当が申請をする」を選択した場合、不備等の連絡はこちらの情報から連絡させていただきます。

「個人事業主」の方は以下の入力のみあります。

メールアドレス登録した方の情報で選択してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

前頁で「助成金事務の担当が申請をする」を選択した場合、こちらの入力はありません。

入力の状況

34%

手続代行者の情報

郵便番号（手続代行者） 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所（手続代行者） 必須

部署・役職（手続代行者） 必須

氏名（手続代行者） 必須

氏名カナ（手続代行者） 必須

電話番号（手続代行者） 必須

ハイフンは不要です

「手続き代行者」の情報を入力してください。
不備等の連絡はこちらの情報から連絡させていただきます。

次へ進む

< 戻る

リース契約の情報

リース貸与先情報

申請者はリース事業者ではない

リース貸与先は個人事業主である

リース貸与先は法人である

リース事業者ではないを選択してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

資本関係に関する情報

申請車両製造会社との資本関係（%）

リースの場合は、貸与先と申請車両製造会社との資本関係

0

申請車両における「申請車両製造会社との資本関係」を入力してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

入力の状況

67%

助成対象車両に関する情報（予定）

助成対象車両に関する情報 必須

「助成対象車両に関する情報(エクセル)」を添付してください



ファイルを選択…

次へ進む

< 戻る

ホームページでダウンロードした「助成対象車両に関する情報」を作成の上、添付してください。（上限 10MB）

中小規模事業者における増額申請書

事業者の情報

下記以外

中小企業者であり使用台数200台未満の事業者である

増額要件に該当し、増額申請する場合はこちらを選択してください。

個人事業主の場合も増額申請する場合はこちらを選択してください。

中小企業基本法上の類型

タクシー事業は「製造業その他」を選択

資本金（万円）

登記簿記載の資本金の額又は出資の総額（例：2億5千万円⇒「25000」万円）

助成金を受け取る「申請者」の情報を入力してください。

従業員数（人）

タクシーの使用台数（台）

申請法人の使用台数を記載

国の他の同種の補助事業の交付の有無

※国の他の同種の補助事業の交付がある場合は申請不可です

なし

一時保存して、次へ進む

< 戻る

入力状況

提出書類の添付をお願いします。
提出書類に関する詳細は「4 お手元に用意するもの」を参照してください。

添付資料

見積書または注文書の写し 必須

車名・グレード、型式、車両本体価格及び納車時期の記載があるもの。令和6年4月1日以降に初度登録予定の車両分のみ添付してください。

 ファイルを選択…

その他会社が必要と認める書類 任意

 ファイルを選択…

その他添付できなかった書類 任意

 ファイルを選択…

次へ進む

< 戻る

VI 終了

Ⅶ オンライン申請 UD タクシー リース事業者申込について

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

(2) 助成金で取得した助成対象自動車を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。

(3) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

(4) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

(5) 助成金を受け取るまでに車両を処分された場合については、次のとおり処理します。

申請前：申請できません。 交付決定前：申請を取り下げてください。

交付決定後に処分が発覚した場合、虚偽申請にあたる可能性がありますのでご注意ください。

2 対象の確認

申請する前に申請者（リース事業者）及び貸与先等が以下に該当するかどうか確認
 ください。オンライン申請の際は以下全て該当するものとみなします。

✓	書 類
	(1) 国及び地方公共団体ではない
	(2) 国または地方公共団体が出資する法人・団体ではない
	(3) 税金の滞納がない
	(4) 刑事上の処分を受けていない
	(5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない
	(6) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である
	(7) 都内に事務所若しくは事業所を有する
	(8) LPG 車やガソリン車（次世代 UD タクシーを除く。）からの買換えである ※ハイブリッド車（次世代 UD 以外）からの買換えは対象です。
	(9) 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない
	(10) 車両が EV 又は PHEV 又は HV（次世代 UD）である
	(11) UD（ユニバーサルデザイン）タクシーとして以下のいずれかの条件を満たす ① 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき国土交通大臣が認定した タクシー車両 ② スロープまたはリフトを初度登録時に装備しており、車いすに乗ったままで安全に乗 降できる車両。標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領別表の「車いす固定方 法」、「スロープ」及び「車いすスペース」の項目が、標準仕様認定項目レベル1または レベル2を満たしていること。（<標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領別 表「固定方法」、「スロープ」及び「車いすスペース」抜粋>参照） 福祉タクシーのみ申請可 <u>ニッサン セレナ HV スロープ車に、UD 認定基準に必要なオプションを全て装着の場 合は、国土交通省が定めた標準仕様ユニバーサルデザインタクシーと同等の扱いとし ます。（流し営業可）</u> <u>※必要なオプション：スロープ耐荷重アップブロック、ウインチフックホルダー、専用 ルーフトリム、ロングステップステップ&イルミネーション、手すりパック</u> <u>※上記以外の車両についてはご連絡ください。</u>
	(12) 新車である（中古車、新古車は対象外）
	(13) 初度登録予定日が令和7年4月1日以降である
<p>上記「✓」は該当するかどうか確認するものです。また、<u>過去に虚偽申請（提出書類の偽装 など）があった者は(6)に違反します。</u></p>	

<標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領別表「固定方法」、「スロープ」及び「車いすスペース」抜粋>

部位等	標準仕様認定項目（レベル1）	標準仕様認定項目（レベル2）
固定方法 車いす	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすを固定することができる設備が備えられていること。固定装置は、固縛、開放に要する時間が短く、かつ確実に固定できるものであること。 ・車いす使用者の安全を確保するために、前向き固定とし、3点式シートベルトを設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすを固定することができる設備が備えられていること。固定装置は、固縛、開放に要する時間が短く、かつ確実に固定できるものであること。 ・車いす使用者の安全を確保するために、前向き固定とし、3点式シートベルトを設置する。
スロープ	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者の乗降を円滑にするために車いすの乗降口に設置するスロープの勾配は、14度（約1/4）以下とする。 ・スロープの車いすの車輪が通過する面の幅は700mm以上とする。 ・車いすのスロープからの脱輪防止のためエッジのある構造とする。エッジの高さは車いすのハンドリムと干渉しないよう留意する。 ・スロープの表面は滑りやすい素材又は仕上げとする。 ・スロープの耐荷重は、電動車いす本体（80～100kg程度）、車いす使用者本人、介助者の重量等を勘案し300kg以上とする。 ・スロープは乗降口から脱落しない構造とする。 ・スロープと床面に段差ができないような構造とする。ただし、段差が車いすの車輪と干渉しない場合、スロープと乗降口の継ぎ目に僅少な段差を生じる場合その他の車いすの乗降に支障のない段差が生じる場合にあつては、当該段差は許容される。 ・スロープは使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備えられたものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者の乗降を円滑にするために車いすの乗降口に設置するスロープの勾配は、10度（約1/6）以下とする。ただし、車いすが側方から乗車する仕様の場合にあつては、歩道の幅を勘案し、スロープの勾配を14度（約1/4）まで許容する。 ・スロープの車いすの車輪が通過する面の幅は700mm以上とする。 ・車いすのスロープからの脱輪防止のためエッジのある構造とする。エッジの高さは車いすのハンドリムと干渉しないよう留意する。 ・スロープの表面は滑りやすい素材又は仕上げとする。 ・スロープの耐荷重は、電動車いす本体（80～100kg程度）、車いす使用者本人、介助者の重量等を勘案し300kg以上とする。 ・スロープは乗降口から脱落しない構造とする。 ・スロープと床面に段差ができないような構造とする。ただし、段差が車いすの車輪と干渉しない場合、スロープと乗降口の継ぎ目に僅少な段差を生じる場合その他の車いすの乗降に支障のない段差が生じる場合にあつては、当該段差は許容される。 ・スロープは使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備えられたものであること。
車いすスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる規格に適合する車いすスペースを1以上設置する。 位置：車いすスペースは、車いすの進入しやすい位置に設ける。 広さ：車いすを固定するスペースは、長さ1,300mm以上、幅750mm以上、高さ1,350mm以上とする。寸法の測り方は別添に規定するとおりとする。 車いす使用者の視界の確保を、座席利用者同様に確保する。 ・車いすが側方から乗車する仕様の場合にあつては、車内には車いすが介助により転回 	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる規格に適合する車いすスペースを1以上設置する。 位置：車いすスペースは、車いすの進入しやすい位置に設ける。 広さ：車いすを固定するスペースは、長さ1,300mm以上、幅750mm以上、高さ1,400mm以上とする。寸法の測り方は別添に規定するとおりとする。 車いす使用者の視界の確保を、座席利用者同様に確保する。 ・車いすが側方から乗車する仕様の場合にあつては、車内には車いすが介助により転回

	<p>できるスペースを確保する。ただし、回転盤を使用する場合はこの限りではない。</p>	<p>回できるスペースを確保する。ただし、回転盤を使用する場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が乗車中に利用できる手すりなどを設置する。 ・車いす使用者の乗車時に介助者（付添人）が利用できる座席を車いすスペースの横に設置する。
--	--	--

※令和2年4月1日から適用。令和2年3月31日までに、標準仕様ユニバーサルデザインタクシーとして認定を受けた車両については、従前の例による。

<国土交通省の通達（抜粋）>

各社及び団体において、UD タクシーの運転、予約、配車その他の業務に携わる者に対し、UD タクシーの運送（予約及び配車を含む。）に関する研修を受講させるとともに、教育担当者を育成し、定期的な研修の実施に取り組むこと。特に次に掲げる事項に留意すること。

- （１）研修内容には、従業者の意識の啓発に資するよう、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び同法第6条に規定する障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針への理解に関するものを含めること
- （２）UD タクシーの設備の操作を行う運転者に対する研修及び運転者への教育担当者の育成に係る研修は、実車を用いた説明及び実習を含めること
- （３）これらを内容とする研修計画を策定すること

<市販車以外の環境性能の高いUDタクシーの申請>

市販車以外で環境性能の高いUDタクシー（初度登録時にスロープ又はリフトを装備したタクシー車両）の申請をする場合は、追加書類の提出が必要になりますので、架装前及び架装後にクール・ネット東京へ予めご相談ください。追加書類の例としては以下の通りです。

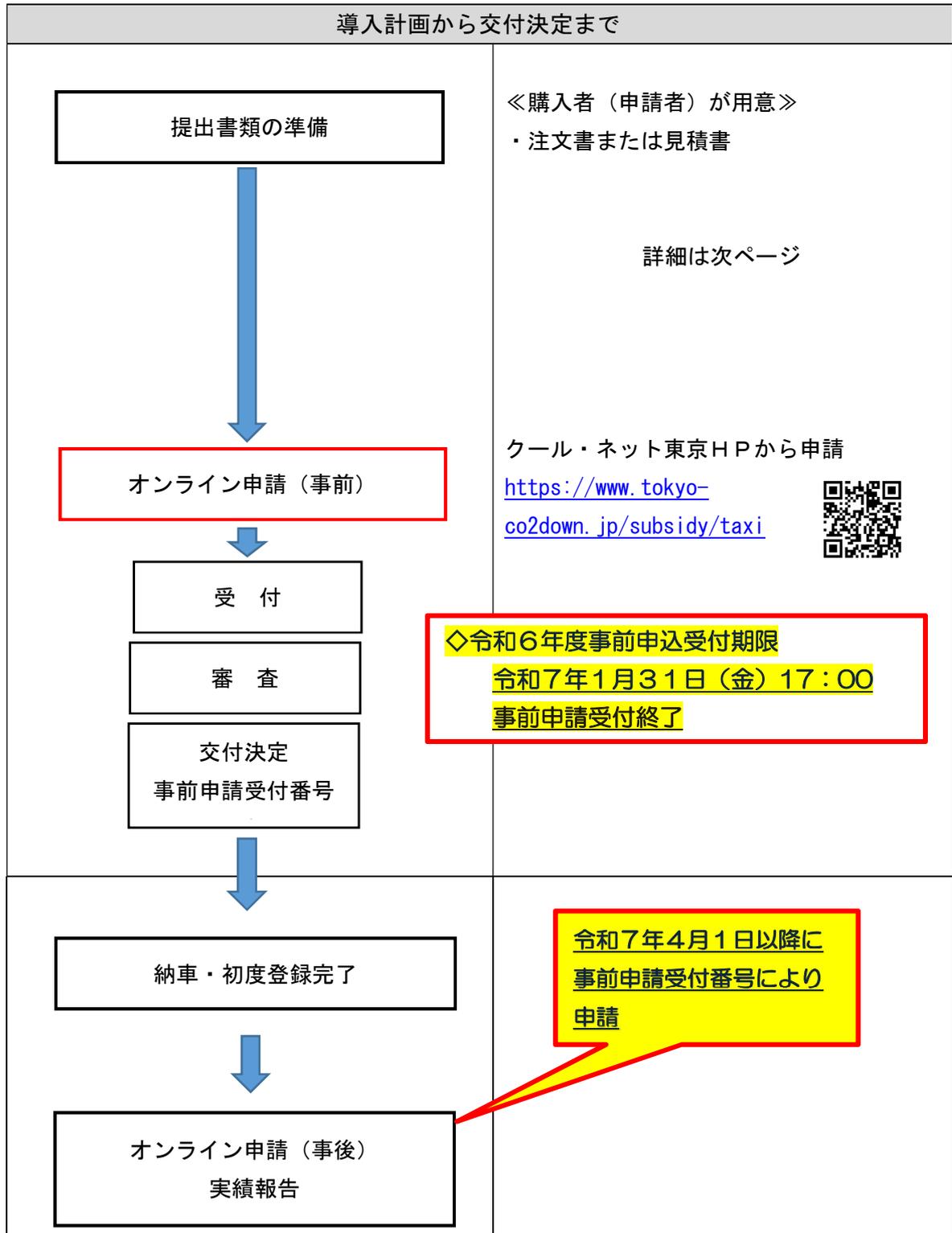
【架装前】

- ・設計図面（スロープの場合、車高、スロープの長さ、スロープ地面設置地点から車両までの距離及び勾配を設計図面上に記載すること。）
 - ・使用する各部品の仕様（寸法、材質及び重量（スロープの場合にあっては加えて耐荷重）、カタログ等の写真及び仕入予定先
 - ・架装費用見積総額及び内訳（税抜）
- ①設計費：設計に要する日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
 - ②設備費：使用する各部品の数及び単価を示すこと
 - ③加工費：部品を加工する場合、加工に要する日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
 - ④工事費：工事に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと

【架装後】

- ・助成対象車両の写真
- ①車両全体
 - ②車両後部（トランクパネルを開ける前及び開けた後の両方）
 - ③車いす固定装置各部品
 - ④（スロープの場合）スロープ設置時外観及び車いす乗車中にスロープが収納されている様子
 - ⑤（リフトの場合）リフトを地面に降ろした時の外観
 - ⑥乗込及び下乗の様子
 - ⑦車いす乗車及び固定時の車いすスペース（車いす固定装置による固定時）
- ・竣工図面（スロープの場合、車高、スロープの長さ、スロープ地面設置地点から車両までの距離及び勾配を竣工図面上に記載すること）
 - ・各部品納品書及び請求書（使用した各部品の数及び単価がわかるもの）
 - ・架装費用総額及び内訳（税抜）
- ①設計費：設計に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
 - ②設備費：使用した各部品の数及び単価を示すこと
 - ③加工費：部品を加工した場合、加工に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
 - ④工事費：工事に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
- ※本相談は書類の確認のみであり、交付決定の可否は現場調査等の結果を鑑み判断するため、同確認は交付決定を確約するものではありません。

3 申請の流れ（車両購入前）



4 お手元にご用意するもの

以下の書類をお手元にご用意ください。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 購入予定車両の見積書または注文書のコピー（車名・グレード、型式、車両本体価格及び納車時期がわかること）	5MB
	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。	

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

(1) 見積書または注文書のコピー

確認事項：申請者との契約の有無、UD タクシーかどうか、助成対象経費（本体価格）

- ① 注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること。
- ② 自動車の車名・グレード、型式が確認できること。
- ③ 車両本体価格および納車時期が確認できること。

(2) 助成対象車両に関する情報

確認事項：車両情報

HP でエクセルデータをダウンロードの上、必要事項を記載してください。

No.	メーカー名	車名・グレード	型式	初度登録日	使用の本拠の位置	自動車の種別・用途	自家用/事業用の別	市販車/改造車	燃料の種類	登録番号(ナンバー)	車台番号	交付申請額
例	トヨタ	JPNタクシー 上級	6AA-NTP●	2022/5/20	東京都新宿区西新宿●丁目●●	小型・乗用	事業用	市販車	LPG	板橋510あ5614	NTP10-2001517	1,000,000
1												
2												
3												

(1)~(2)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

5 申請手続きについて

(1) 受付期限

オンライン申請受付期限 令和 7 年 1 月 31 日（金曜日） 17:00 まで

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

※予算に限りがございますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようお願いをお願いいたします。

(2) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② **1回の申請で複数台の車両**を申請できます。オンライン申請の場合、「助成対象車両に関する情報」をエクセルで作成の上、ご提出ください。

(3) 申請方法

申請はオンライン申請を行ってください。詳細は7を参照

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>



(4) 申請にあたっての留意事項

- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(5) 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

6 助成金額について

助成対象経費は「車両本体価格（値引きを含む本体の購入に要する費用）」です。メーカーオプション、ディーラーオプション、消費税は含みません。また、利益等排除とし、助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分または助成対象者に関係する者からの調達分がある場合、利益等相当分を排除した額を助成対象経費とします。

(1) 環境性能の高いUDタクシー

① 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数200台未満の事業者）

助成金額 = 上限100万円

② 中小規模事業者以外

助成金額 = 上限60万円

③ 全事業者（国補助※併用の場合）

助成金額 = 原則40万円（国補助と併せて100万円上限）

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は、国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国自旅第240号他）に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金
・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付観産第690号）に基づくUDタクシー車両に係る補助金
・観光振興事業費補助金交付要綱（公共交通利用環境の革新等事業（自動車））（平成31年4月2日付告示旅台314号他）に基づく補助金

7 オンライン申請手続について

(1) クール・ネット東京ホームページより助成金事業のページへ

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>



ホームページ記載の
左ボタンをクリック

(2) オンライン申請ガイド

記載された質問に回答し、申請可能かどうか調べてください。

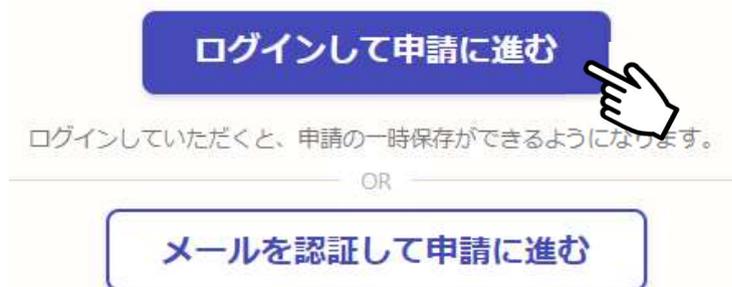
本誌では省略します。

(3) オンライン申請（2023年7月現在）

① 申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

② ログインについて



Graffer アカウントを作成すると 申請の一時保存ができます。

Graffer
スマート申請

Googleでログイン

LINEでログイン

入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。

または

メールアドレス 必須

メールアドレスを入力してください。

パスワード 必須

パスワードを入力してください。

Grafferアカウントでログイン

パスワードをお忘れの場合 [リセット](#) することができます。

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#)
—及び個人情報の取り扱いについて—

上記に同意してサービスを利用する

[Grafferアカウントを作成する](#)

① Google アカウントや LINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

② 既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③ 新規登録 する場合は左テキストをクリック
(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

③ 申請フォームに従い、入力してください。

次世代タクシーの導入促進事業（UD・福祉）助成金交付申請（事前申請）0703版

入力状況

0%

◆誓約事項について ※必ずお読みください。

「次世代タクシーの導入促進事業」誓約事項

暴力団排除に関する誓約事項

次世代タクシーの導入促進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第18条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第19条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

あわせて、貴公社理事員又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

下記に該当する暴力団関係者ではありません。

※この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

その他の誓約事項

- ・申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- ・申請する車両は、UDタクシーやEV・PHVタクシーの買い替えではありません。
- ・本助成金申請書の記載内容は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。
- ・申請する車両が利益等排除の対象になる場合は、以下チェック欄へのチェックをもって申告します。
- ・申請者（リースの場合は貸与先）は助成対象自動車を販売する事業者でないため、利益等排除に該当しません。
- ・申請する車両は申請者（リースの場合は貸与先を含む）が製造したものでないため、利益等排除に該当しません。

申請画面に進んだ方は、以上の誓約事項に同意したものとみなします。

利用規約に同意する

[利用規約](#) を読む 

申請に進む

上記「誓約事項」及び「利用規約」をよく読み、同意の上、「申請に進む」をクリック

申請者の情報

申請者の種別

個人

法人

法人を検索して自動入力する

リース事業者が助成金を受け取るため、「法人」を選択してください。

法人名

法人名（カナ）

郵便番号

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所を自動入力

主たる住所

電話番号

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス

助成金を受け取る「申請者（リース事業者）」の情報を入力してください。

メールアドレスはログイン時に登録したアドレスが表示されます。
不備等の連絡はこちらのメールアドレスにご連絡いたします。

一時保存して、次へ進む

制度概要ページに戻る

「個人事業主」の方はこちらの入力はありません。

法人代表者情報・申請担当者

法人代表者役職

法人代表者名

郵便番号（申請担当者）

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所（申請担当者）

部署・役職（申請担当者）

氏名（申請担当者）

氏名カナ（申請担当者）

電話番号（申請担当者）

ハイフンは不要です

申請担当者の情報

助成金事務の担当が申請をする

手続き代行者が申請をする

助成金を受け取る「申請者」の情報を入力してください。

助成金を受け取る「申請担当者」の支店等の情報を入力してください。

上記選択で「助成金事務の担当が申請をする」を選択した場合、不備等の連絡はこちらの情報から連絡させていただきます。

「個人事業主」の方は以下の入力のみあります。

メールアドレス登録した方の情報で選択してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

前頁で「助成金事務の担当が申請をする」を選択した場合、こちらの入力はありません。

入力の状況

34%

手続代行者の情報

郵便番号（手続代行者） 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所（手続代行者） 必須

部署・役職（手続代行者） 必須

氏名（手続代行者） 必須

氏名カナ（手続代行者） 必須

電話番号（手続代行者） 必須

ハイフンは不要です

「手続代行者」の情報を入力してください。
不備等の連絡はこちらの情報から連絡させていただきます。

次へ進む

< 戻る

リース契約の情報

リース貸与先情報

申請者はリース事業者ではない

リース貸与先は個人事業主である

リース貸与先は法人である

住所（貸与先）

法人名（貸与先）

法人名カナ（貸与先）

代表者氏名（貸与先）

貸与先を選択の上、貸与先の情報を入力してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

資本関係に関する情報

申請車両製造会社との資本関係（%）

リースの場合は、貸与先と申請車両製造会社との資本関係

0

貸与先について、申請車両における「申請車両製造会社との資本関係」を入力してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

次世代タクシーの導入促進事業（UD・福祉）助成金交付申請（事前申請）
0420版

入力の状況

67%

助成対象車両に関する情報（予定）

助成対象車両に関する情報 必須

「助成対象車両に関する情報(エクセル)」を添付してください



ファイルを選択…

ホームページでダウンロードした「助成対象車両に関する情報」を作成の上、添付してください。（上限 10MB）

次へ進む

< 戻る

中小規模事業者における増額申請書

事業者の情報

下記以外

中小企業者であり使用台数200台未満の事業者である

貸与先が増額要件に該当し、増額申請する場合はこちらを選択してください。

個人事業主の場合も増額申請する場合はこちらを選択してください。

中小企業基本法上の類型

タクシー事業は「製造業その他」を選択

資本金（万円）

登記簿記載の資本金の額又は出資の総額（例：2億5千万円⇒「25000」万円）

「貸与先」の情報を入力してください。

従業員数（人）

タクシーの使用台数（台）

申請法人の使用台数を記載

国の他の同種の補助事業の交付の有無

※国の他の同種の補助事業の交付がある場合は申請不可です

なし

一時保存して、次へ進む

< 戻る

入力状況

提出書類の添付をお願いします。
提出書類に関する詳細は「4 お手元に用意するもの」を参照してください。

添付資料

見積書または注文書の写し 必須

車名・グレード、型式、車両本体価格及び納車時期の記載があるもの。令和6年4月1日以降に初度登録予定の車両分のみ添付してください。

 ファイルを選択…

その他会社が必要と認める書類 任意

 ファイルを選択…

その他添付できなかった書類 任意

 ファイルを選択…

次へ進む

< 戻る

Ⅶ 終了

(参考) 関連ホームページの御案内

実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規程類について

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/taxi/index.html>

FCV タクシーについては、FCV 車両補助金で申請してください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

東京都

次世代タクシーの導入促進事業 助成金申請書類作成の手引き (事前申請版)

◇発行・編集 令和6年5月22日

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0817

東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 17 階

《お問い合わせ》

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきます
ようご協力お願い申し上げます。